

第4章 自殺対策の推進体制

1 岩出市自殺対策連絡協議会

関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携を確保し、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、定期的に岩出市自殺対策連絡協議会を開催します。

協議会は、学識経験者のほか、警察、医療、福祉、教育、労働等の関係機関、団体により構成します。

2 岩出市自殺対策庁内連絡会議

市の関係部局が、自殺対策に関し、共通の認識を持ち、連携して取り組むことができるよう、必要に応じて岩出市自殺対策庁内連絡会議を開催します。

会議は、保健福祉関係課のほか、労働、消費生活、教育関係課等により構成します。

3 情報共有及び連携強化

必要に応じて、関係部局が把握している情報を共有し、積極的な意見交換を行うことにより、関係部局の連携を強化して自殺対策の推進に取り組みます。

4 計画の進行管理

この計画に基づく施策を着実に展開するため、岩出市自殺対策連絡協議会において、具体的な進捗状況を把握し、点検、評価等を行っていくとともに、新たな課題に関する対応策等について意見交換し、関係部局、関係機関と連携しながら、計画の推進を図っていきます。

